

## 南葛西第二小学校 いじめ防止対策基本方針

### 1 いじめの定義（「いじめ対策推進法第2条より」）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

なお、「いじめ」であるかどうかの判断については、別に「いじめと判定する際のプロセス及び規準について」を策定する。

### 2 基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり。
  - 学校が一丸となって取り組む。
  - いじめに関する子供の理解を深める。
- (2) 子供をいじめから守り、いじめ解決に向けた行動を促進する。
  - いじめられた子供を守る。
  - 周囲の子供を支える。
- (3) 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。
  - 社会総がかりで取り組む。

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 「いじめ・不登校対策会議」の定期開催

- ① 毎月開催する。
- ② 主として「生活指導部」を中心に企画・運営する。必要に応じて校長が認めた者を加えることとする。
- ③ いじめ防止に関することや、相談内容の把握、児童及び保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。

#### (2) 「生活指導夕会」の定期開催

- ① 毎週金曜日の夕刻に開催する。
- ② 構成は、全教員とする。
- ③ 上記3（1）の概要報告及び校長が必要と認めた内容の情報共有を行う。  
各学年から生活指導関係の報告をし、学校全体で情報共有する。

#### (3) 「生活指導にかかわる学年会及び専科会」

- ① 1日の終わりに学年の児童の様子を共有する時間をもつ。
- ② 構成は、それぞれの学年及び専科教員とする。
- ③ 児童の実態やその日の様子の情報共有を行い、いじめが疑われる行為等を把握した際は、即座に管理職及び生活指導主任に報告し、対応を検討する。
- ④ 「いじめ・不登校対策会議」は状況に応じて開催し、対応にあたる。

#### (4) その他の組織の編成

- ① いじめ問題の解決にあたっては、校長の命じるところにより、上記3（1）及び（2）とは別に組織を立ち上げ、迅速な解決に向けて対応することができることとする。

## 4 いじめ問題への具体的な取り組み

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ① 日常的な児童の行動の把握
  - ・ 学期に1回の道徳の時間での「いじめに関する授業」の実施。
  - ・ L-Gate を活用して子供の心情を毎日把握している。気分が落ち込んでいたり、悲しい気持ちだったりした児童には次の日に担任から声掛けを行っている。
  - ・ 毎朝、教員が教室等で登校する児童を迎え、心理面での変化に気付くようにする。
  - ・ 休み時間や給食の時間などにおいて、児童と向き合う時間を確保するために、校務を適正化し、組織的体制を整える。
- ② いじめに向かわない心情や態度の育成
  - ・ 思いやりや友情に関する内容項目を取り上げた道徳の時間の指導を年3回以上実施する。
  - ・ 児童が自らいじめについて考え、話し合う活動を充実する。
- ③ 自己有用感や自己肯定感の育成
  - ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供する。
  - ・ 一人一人を大切にしたい楽しい授業、分かりやすい授業を行うとともに、児童らが協力して課題を解決するような体験活動を工夫する。
  - ・ 兄弟学級活動や学級活動の充実を図って、望ましい集団づくりを推進する。

### (2) いじめの早期発見

- ① アンケート調査の定期的な実施
  - ・ 全員対象としたアンケートを年3回（6月、11月、2月）実施する。
- ② スクールカウンセラーによる教育相談時間の確保
  - ・ スクールカウンセラーが児童の相談に当たれるように、児童の相談時間を設ける。5年生については、スクールカウンセラーと全員が面談できるようにする。

### (3) いじめの早期対応

- ① 迅速な情報共有
  - ・ いじめ及びいじめが疑われる行為の発見・通報を受けたら直ちに、担任、学年主任、生活指導主任、養護教諭、SC等が情報を共有する。
- ② 事実の確認
  - ・ 関係児童から事情を聴き、いじめ及びいじめが疑われる行為にあたる事実を確認する。
- ③ 対応策の検討
  - ・ 「いじめ・不登校対策会議」等で対策を協議し、迅速に決定する。
- ④ 保護者等への連絡
  - ・ 被害児童及び加害児童の保護者に事実と対応について伝え、家庭における支援を要請する。
- ⑤ 組織的・継続的な観察・指導
  - ・ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を整備する。
  - ・ スクールカウンセラーによる観察を継続的に行い、必要に応じて心理面でのケアを行う。
- ⑥ 学校サポートチームの設置
  - ・ 学校だけでは対応しきれない場合には、「学校サポートチーム」を設置する。
  - ・ 構成員は、校長、副校長、生活指導主任、民生児童委員、主任児童委員とし、校長は必要に応じて、江戸川区教育委員会指導主事または、教育相談センター職員、警察職員（スクールサポーター）の参加も依頼する。
  - ・ いじめの状況を共有するとともに、解決に向けた支援を要請する。
- ⑦ いじめが起きた集団への働きかけの強化

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが大切であることを理解するよう指導する。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるように、指導する。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは全体に許されない行為であり、根絶しようという意識の醸成を図るようにする。

#### ⑧ ネット上のいじめへの対応

- ・ 「南二小 タブレット・スマホルール」を活用して、他者を傷つける内容の書き込みをしないよう指導する。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

### (4) いじめの重大事態への対処

#### ① 重大事態の定義（「法第 28 条より」）

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または、いじめにより児童が 30 日程度学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態とする。

#### ② 教育委員会への報告と連携

#### ③ 被害の児童に対する複数教員による保護や情報共有の徹底

#### ④ 被害の児童への緊急避難措置の検討、実施

#### ⑤ 加害の児童へ緊急措置の検討、実施

#### ⑥ 法第 28 条に基づく調査を実施するため、教育委員会が設置する組織との連携・協力

重大事態とは、法第 28 条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）より】

#### 一 に該当する事案について

- 例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合  
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

#### 二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### 一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

## 5 保護者との連携

### (1) 迅速な連絡

- ① 電話連絡や家庭訪問等により、いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は、迅速に保護者に事実関係と今後の対応の方向性等について伝える。
- ② いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。

### (2) いじめ対策への理解と家庭における支援要請

- ① 事実に対する保護者の理解や学校の対応についての理解を得るようにする。

- ② 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を継続的に行う。

(3) その他

- ① 児童等の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。

6 地域との連携

(1) 学校評議委員への説明と意見聴取

- ① 学校のいじめに対する取り組みや現状について年に2回程度説明し、意見を受ける。

(2) 関係する地域住民等への協力依頼

- ① いじめやいじめにつながる行為を発見した際の連絡や日頃の見守りについて依頼する。
- ② 学校応援団やなぎさニュータウン自治会、南葛西町会、仲町町会、グランシティ東葛西自治会等に協力を依頼する。
- ③ 家庭との連携に関しては、必要に応じて民生児童委員協議会の協力を依頼する。

(3) 地域行事への参加促進

- ① 児童及び家庭に対しては、町会及び自治会主催行事、並びに青少年葛西第二地区委員会主催行事等、地域行事への参加を促す。

7 教員研修の充実

(1) 校内教員研修の実施

- ① 年3回以上、所属する教員全員を対象に、いじめを始めとする児童の諸問題等に関する校内研修を行う。

(2) 個別研修の実施

- ① 必要に応じて校長は、教職員に対して個別にいじめへの対応に係る資質能力の向上を図るための研修を命じることとする。

8 いじめ防止等に関する評価と改善

(1) いじめ防止等に関する取り組みの周知

- ① 「南二小いじめ防止基本方針」を学校ホームページ等で公表し、保護者へ周知をする。

(2) 学校評価アンケートの実施

- ① 保護者への学校評価アンケートに「いじめ防止対策」に関する項目を設置する。

(3) 学校評価委員による評価の実施

- ① 学校評価委員会において、いじめ防止等に関する学校の取り組み、達成状況及び上記8(2)の集計結果等を提示し、評価を受ける。

(4) いじめ防止等に関する取り組みの改善

- ① 上記8(2)及び(3)の結果を踏まえ、その改善に取り組む。

以上